

郵便送金業務に関する約定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	1 約定の成立経緯	一
(1)	背景	一
(2)	経緯	一
2	2 約定締結の意義	一
3	3 約定の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	4 早期国会承認が求められる理由	一
二	二 約定の内容	二
1	1 総則	二
2	2 一般原則及び業務の質	二
3	3 電子データ交換に関する原則	二
4	4 郵便送金指図の処理	二
5	5 調査請求及び責任	二
6	6 財務関係	三
7	7 経過規定及び最終規定	三
三	三 主要変更点	三
1	1 約定の範囲及び用語の定義	三
2	2 締約国政府及び送金業務実施主体（指定された事業体）の役割分担の明確化	三
3	3 指定された事業体による疑わしい取引の通知義務の追加	三

4	指定された事業体の間における電子的送金システムの技術的中立性及び相互運用性の確保	三
四	約定の実施のための国内措置	三
(参 考)		四

一 概説

1 約定の成立経緯

(1) 背景

万国郵便連合（以下「連合」という。）においては、郵便送金の分野における制度を規律する文書として、郵便為替業務を規律する約定、郵便小切手業務を規律する約定、代金引換郵便物に関する業務を規律する約定等が作成されてきたが、平成十一年（千九百九十九年）に郵便送金業務に関する約定（以下「約定」という。）が、これらの国際郵便送金に関するすべての業務を規律する目的でこれらの約定に代わる新たな文書として作成された。

(2) 経緯

現行の約定は、平成十六年（二千四年）にブカレストで開催された第二十三回大会議において作成され、平成十八年（二千六年）一月一日に効力を生じたものであるが、平成二十年（二千八年）七月二十三日からジュネーブで開催された第二十四回大会議において、国際郵便送金業務全般につき見直しが行われた結果、現行の約定に代わる新たな約定が同大会議の最終日の八月十二日に採択された。

2 約定締結の意義

この約定は、郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えるため、現行の約定を更新するものである。我が国がこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便送金業務を適切に実施するために極めて重要である。

3 約定の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この約定を締結することにより、この約定の対象となっている業務のうち他の締約国との間で合意するものを、この約定の規定に従って実施する義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この約定は、平成二十二年（二千十年）一月一日に効力を生ずることとなっており、これに伴い現行の約定は効力を失うこととなっているところ、国際郵便送金業務を実施するための法的根拠を確保し、国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、この約定を

早期に締結する必要がある。

二 約定の内容

この約定は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 総則（第一部第一章）

- (1) この約定が対象とする郵便送金業務の範囲について規定している（第一条）。
- (2) この約定において使用される用語を定義している（第二条）。
- (3) 加盟国は、郵便送金業務を監督する政府機関及び業務を実施する指定された事業体の名称及び所在地を連合に通報する旨規定している（第三条）。
- (4) 加盟国及び指定された事業体の役割を規定している（第四条及び第五条）。
- (5) 資金の所属、資金洗浄等に係る犯罪への対処、個人情報秘密性、技術的中立性（郵便送金業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと。）について規定している（第六条から第九条まで）。

2 一般原則及び業務の質（第一部第二章）

ネットワークを通じた利用の容易さの確保、資金の分離、郵便送金指図の実施、料金の設定等郵便送金業務に関する一般原則及び業務の質について規定している。

3 電子データ交換に関する原則（第一部第三章）

相互運用性のあるシステムを用いた電子データの交換、電子データ交換の安全性の確保等について規定している。

4 郵便送金指図の処理（第二部第一章）

郵便送金指図の預入れ、入力及び送達に係る条件についてはこの約定の施行規則に定めること並びに受取人の本人確認及び資金の引渡し、限度額及び払戻しについて規定している。

5 調査請求及び責任（第二部第二章）

調査請求及び指定された事業体の責任について規定している。

6 財務関係（第二部第三章）

会計規則及び財務規則並びに決済及び清算について規定している。

7 経過規定及び最終規定（第三部）

留保、この約定に明文の定めのない事項については万国郵便条約を準用すること、この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件、この約定の効力発生等について規定している。

三 主要変更点

1 約定の範囲及び用語の定義

この約定が対象とする郵便送金業務の範囲及びこの約定に用いる用語を定義した（第一条及び第二条）。

2 締約国政府及び送金業務実施主体（指定された事業体）の役割分担の明確化

締約国政府及び送金業務実施主体（指定された事業体）の役割分担を明確化した（第三条から第五条まで）。

3 指定された事業体による疑わしい取引の通知義務の追加

資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処のため、指定された事業体は、自国の当局に疑わしい取引の報告を行う旨規定した（第七条）。

4 指定された事業体の間における電子的送金システムの技術的中立性及び相互運用性の確保

郵便送金業務を実施する指定された事業体間のデータ交換は特定の技術に依存することなく行われ、及び指定された事業体は万国郵便連合の電子データ交換システム又はこの約定に従って相互運用性があるシステムを使用する旨を規定した（第九条及び第十二条）。

四 約定の実施のための国内措置

この約定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

1 作成 平成二十年八月十二日 ジュネーブにおいて作成

2 効力発生 平成二十二年一月一日

3 署名国 百十二箇国

アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カーボヴェルデ、チャド、チリ、中華人民共和国、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、ドミニカ共和国、赤道ギニア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、北朝鮮(※)、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サンマリノ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スリナム、スワジランド、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

(※ 我が国は、国家として承認していない。)

4 締約国 平成二十一年八月一日現在 一箇国

カーボヴェルデ